



情報通

2023 . March 3月号

発行：東京税理士会
情報システム部・デジタル化委員会
題字：神津 信一（四谷）
(税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

進化する電子納税

情報システム部委員 石橋 一

1. はじめに

「情報通」令和4年6月号では、国税の電子納付手段としてダイレクト納付・インターネットバンキング等納付・クレジットカード納付・コンビニ納付のご紹介を、また、「情報通」令和5年2月号では、スマートフォンによるe-Taxを紹介いたしました。今回はスマートフォンを利用した国税・地方税の納付方法について紹介いたします。

2. 国税のスマホアプリ納付の手続

令和4年12月1日から、国税の電子納付手段にPay払いを使って納付する「スマホアプリ納付」が加わりました。納税額が30万円以下ならPay払いで国税を納付できます。スマホアプリ納付のメリットと使い方を紹介いたします。

スマホアプリ納付とは、国税庁長官が指定した納付受託者（GMOペイメントゲートウェイ（株））が運営するスマートフォン決済専用のWebサイトから、Pay払いを利用して国税を納付する方法です。納税者は、6種類あるPay払いの中から1つ選び、「国税スマートフォン決済専用サイト」(※)で納付手続をします。

※スマートフォン専用サイトです。パソコンでの利用はできません。

※コンビニ等でスマートフォン決済アプリを提示する方法ではありません。



①利用可能なPay払い（6種）

②スマホアプリ納付のメリット

- ・支払場所・時間の制約がありません。
夜間休日を問わず24時間いつでも利用可能です。
※メンテナンス作業等で利用できない場合を除きます。
- ・届出書などの事前手続が不要です。
※事前にPayアプリを利用できるように設定する必要があります。
- ・決済手数料が無料です。
- ・家族等の国税も納付可能です。
納税義務者本人のスマートフォンからでなくても納付可能です。
- ・ポイントが付与されるPay払い（現状、「PayPay」と「au PAY」）もあります。事前に各運営会社にお問い合わせください。

③注意点

- ・一度の納付での利用限度額は30万円です。
利用されるPay払いで設定された利用上限金額により、決済可能な金額が制限される場合もあります。
- ・領収書は発行されません。
- ・事前にPayアプリの残高チャージが必要です。
- ・ポイントの付与の有無や方法は各サービスで異なります。

④納付可能な税目

- ・申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税
 - ・法人税（グループ通算、連結納税を含む）・地方法人税（グループ通算、連結納税を含む）
 - ・相続税・贈与税・源泉所得税及び復興特別所得税・源泉所得税（告知分のみ）
 - ・酒税・たばこ税・たばこ税及びたばこ特別税・石油税・石油石炭税・電源開発促進税
 - ・揮発油税及び地方道路税・揮発油税及び地方揮発油税・石油ガス税・航空機燃料税
 - ・登録免許税（告知分のみ）・自動車重量税（告知分のみ）・印紙税・国際観光旅客税
- また、附帯税（加算税、延滞税等）の納付も可能です。（附帯税のみの納付も可能です）

⑤スマホアプリ納付の手続の流れ

- ・国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスします。（※1）
- ・支払方法の選択をします。
- ・納付情報（氏名等）を入力します。（※2）
- ・納付情報（税額等）を入力します。（※2）
- ・入力内容の確認、納付をします。（※3）
- ・納付手続が完了です。

※1 検索サイトで「国税スマートフォン」と入力すれば、国税庁の〔手続名〕スマホアプリ納付の手続→国税スマートフォン決済専用サイトへ入れます。

※2 e-Taxのメッセージボックスに格納される受信通知からアクセスした場合、納付情報（氏名等）・納付情報（税額等）の入力は不要です。

※3 選択したPay払いが起動しますので、納付税額を確認し、画面に従って納付手続を行ってください。

3. 地方税のスマホアプリ納付の手続

・【東京都のケース】

①利用可能なPay払い（8種）

PayPay・d払い・au PAY・LINE Pay・J-Coin Pay・PayB・モバイルレジ・楽天銀行アプリ

②都税のスマホアプリ納付の手続の流れ

※国税と異なり地方税の場合は「納付用のバーコードが印字された納付書」が必要です。

※決済手数料は無料です。

・スマートフォン等にスマートフォン決済アプリをインストールし、Pay払いを利用できるようにしておきます。

- （PayB、モバイルレジ及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要金額を入金してください）
- ・アプリの請求書払いを選択し、納付書に印字されたバーコードを読み込みます。
- ・納付金額を確認し、支払手続を行います。
- ・支払手続が完了すると、支払完了画面が表示されます。

③納付可能な税目

対象となる都税は、自動車税（種別割）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）（23区）、固定資産税（償却資産）（23区）、不動産取得税、個人事業税等です。

なお、法人住民税・法人事業税等の申告税目については、事前に申告書が提出済みであり、都税事務所等で発行したバーコードが印字された納付書が必要です。

※納付書1枚あたりの合計額が30万円までのバーコードが印字された納付書に限ります。

・【神奈川県の場合】

①利用可能なPay払い（5種）

PayPay・d払い・au PAY・LINE Pay・ファミペイ

②納付可能な税目

自動車税（種別割）、個人事業税、不動産取得税

※納付額が30万円（ファミペイの場合は10万円）以下の納付書のみ利用可能です。

・【埼玉県の場合】

①利用可能なPay払い（6種）

PayPay・au PAY・LINE Pay・PayB・ファミペイ・楽天銀行アプリ

②納付可能な税目

自動車税（種別割）、個人事業税、不動産取得税

※納付額が30万円（ファミペイの場合は10万円）以下の納付書のみ利用可能です。

・【千葉県の場合】

①利用可能なPay払い（5種）

PayPay・d払い・au PAY・LINE Pay・PayB

②利用可能な税目

全税目（納税通知書・納付書にバーコードの印字があるものに限ります）

※納付額が30万円以下の納付書のみ利用可能です。

4. おわりに

またひとつ便利になったわけですが、多種多様な納税方法の存在を納税者に正しくお伝えしていきましょう。

